

広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（素案）に対する市民意見募集の結果について

1 募集期間

令和7年1月22日（水）から令和7年2月21日（金）

2 周知方法

- (1)市ホームページへの掲載
- (2)窓口での閲覧（環境政策課、各区役所区政調整課、公文書館）
- (3)広報紙「ひろしま市民と市政」へ募集記事を掲載（2月1日号）

3 受付方法

窓口への持参、郵送、ファクス、電子メール及び市ホームページ投稿フォーム

4 意見の件数

97件（24人）

5 意見への対応

意見への対応	件数
(1) 意見の趣旨等が計画に反映されたもの	17件
(2) 既に意見の趣旨が計画の素案に盛り込まれているもの	59件
(3) 市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業の推進等において留意又は参考にするもの	19件
(4) その他の意見等	2件
計	97件

6 意見に対する本市の考え方

意見に対する本市の考え方は、次ページ以降のとおり。

(1) 意見の趣旨等が計画に反映されたもの

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
1	-	昭和は64年も続きましたが、その後は平成、令和へと短期間でうつりました。西暦との併記にすると時間の経過を把握しやすくなるので、「2015年（平成27年）9月」というように併記していただきたいです。	御意見を踏まえ、計画全体の表記を「元号（西暦）」に統一しました。 ただし、図表等については、併記すると煩雑になることから元号表記のみとしています。
2	P1	「計画策定の趣旨」の中に「廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用」という言葉が出てきますが、少し分かりずらいように思います。 環境保護や持続可能な社会を目指すための考え方として「3R」があり、本計画にも記述されています。一般的には、Reduce(リデュース)は物を大切に使いごみを減らすこと、Reuse(リユース)は使える物は、繰り返し使うこと、Recycle(リサイクル)はごみを資源として再び利用することと説明されています。 本文中の「廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用」も、ほぼこれに対応するものと思われますが、「廃棄物の発生防止」は今時点では現実的に困難で、どうしてもごみは発生します。「再生利用及び再利用」もごろが悪く、分かりにくいです。また、「再生利用」の前に、より簡単な対応である「再利用」がくる方が、順番としてもいいように思います。もっと言えば、素人には、「再利用」よりも「再使用」の方が分かり易いです。 そこで、「廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用」を「廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用」というように書き換えた方がいいと思います。 実際に27ページの図では、そういう表現が用いられており、整合が図られるので、読む人に分かり易いです。	御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 (修正前) 「 <u>廃棄物の発生防止、再生利用及び再利用</u> 」 (修正後) 「 <u>廃棄物の発生防止、再使用及び再生利用</u> 」
3	P1	1ページには「成果が着実に挙がっています」、35ページには「成果が着実に上がっている」とあるが、漢字を統一したほうがいいと思う。「上げる」は「成績や業績などが、さらに良い状態になる」の意味合いで、「挙げる」は「列挙する。成績や業績などを示す（提示する、出す、提出する）」の意味合いが強いように思う。 文章の意味からは、1ページの「挙げる」を「上げる」にした方がよい。	御意見を踏まえ、修正しました。
4	P3	3ページには、SDGsについて「持続可能な社会をつくるために世界が一致して取り組むべきビジョンや課題が網羅された17の目標」との記述があります。 「網羅する」とは「すべて残らず取り込む・取り入れる」ことですから、そこまで言い切れるか疑問があります。「持続可能な社会を目指し、世界共通の課題を包括した17の目標」というような表現にしてはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 なお、22ページについても同様に修正しました。 (修正前) 「世界が一致して取り組むべき <u>ビジョンや課題が網羅された17の目標</u> 」 (修正後) 「世界が一致して取り組むべき _____ (削除) _____ 17の目標」
5	P7	「家庭ごみの排出形態の推移」には、「ごみ出しができなくなる高齢者等が増加し、戸別収集では解決できないケースが増えていくものと思われます。」とありますが、「と思われます」という表現は、分析もせず漠然と「そのような気がする」というイメージにとらえられます。 本計画は、今後10年間の基本計画です。過去の状況を分析し予測した結果、そういう事実が分かったということで、「と思われます」ではなく「予測されています」というように、分析結果であるということが分かるような表現にしたいです。	御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 (修正前) 「 <u>増えていくものと思われます。</u> 」 (修正後) 「 <u>増えていくものと見込んでいます。</u> 」
6	P17	「ごみ処理フロー」において、市焼却施設で焼却処理をした残渣は県の出島処分場で埋め立て処分する計画となっていますが、残渣の移動を示す破線が、焼却工程の枠の外から出ています。枠から出るべきだと思います。(現計画では、枠から出ています。)	御意見を踏まえ、修正しました。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
7	P20	20頁には、ごみの最終処分について、「本市では、令和6年度末に玖谷埋立地での埋立を終了し、令和7年度から恵下埋立地での埋立を開始します。」とある。 しかし、令和7年度から恵下埋立地に搬入するのは「不燃ごみ」のみで、「焼却灰」は、出島処分場に今まで通り搬入される。 処分量は、焼却灰が約3万トン/年、不燃ごみが約1万トン/年で、圧倒的に焼却灰等が多い。 このことが一切記述されておらず、誤解を与える結果になっている。 天皇原トンネルの完成は、今の進捗では約6年後と見込まれ、その間は出島処分場で処分することとなっている。トンネルが完成後も、出島処分場を利用することが最も費用対効果が高く、地元住民と県との受入期間の合意契約の履行につながることから、県も地元住民も広島市の焼却灰の搬入を望んでいて、更に広島港港湾計画との整合を図ることにもなり、出島処分場に搬入可能な限り搬入し続けることが理にかなっている。そこで、広島市がそうする意思決定をする可能性が非常に高く、その期間が本計画期間に合致することから、計画に記載すべきことは明らかである。少なくとも天皇原トンネルの完成までは出島処分場で処分することは決定事項なので、出島処分場に触れないことは許されないと思う。	御意見を踏まえ、修正しました。 ただし、出島廃棄物処分場への焼却灰の搬入期間については未定であるため、今後の施策に関する御意見として参考にさせていただきます。
8	P20	20頁の「最終処分場の配置図」にも、出島処分場を明記し、下図のようにすべきである。19頁の「中間処理施設等の配置図」に北海道北見市の民間施設である有害ごみ無害化処理施設の記載がある通り、20頁の「最終処分場の配置図」にも県施設である出島処分場を同様に記載すべきである。	
9	P20	20ページには、ごみの最終処分についての記載があり、「本市では、令和6年度末に玖谷埋立地での埋立を終了し、令和7年度から恵下埋立地での埋立を開始します。」とあります。 ところが、令和7年度から恵下埋立地に搬入するのは「不燃ごみ」のみです。各焼却工場で焼却されたのちの残渣である「焼却灰等」は、出島処分場に搬入されます。 その量は、不燃ごみが約1万トン/年、焼却灰等が約3万トン/年で、圧倒的に焼却灰等が多いのです。 しかしそのことが記載されていません。 令和7年度から恵下埋立地に搬入されるのは「不燃ごみ」のみですから、「焼却灰等」は引き続き出島処分場で処分するとの記載が必要だと私たちは考えています。 しかも、少なくとも天皇原トンネルの完成(今の進捗では約6年後)までは出島処分場で処分するしかなく、完成後であっても、①最も費用対効果が高いこと、②地元との約束の履行につながることで、③広島港港湾計画との整合を図ること等から、出島処分場に搬入し続けることが理にかなっており、広島市がそうする意思決定をする可能性が高いことから、計画に記載すべきことは明らかです。 出島処分場での「焼却灰等」の処分は、この10年間の計画のほとんどの期間で行われることになります。 次期一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に、「焼却灰等」は出島処分場で処分するという内容を盛り込むべきであり、「最終処分場の配置図」にも、下図のような記載を加える必要があると思います。 なお、19ページの「中間処理施設等の配置図」には、広島市の施設でなくても、北海道北見市の有害ごみ無害化処理施設の記載があります。20ページにも同様に、出島処分場を記載すべきです。	
10	P22	「脱炭素社会の実現を趣旨とした『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』」とありますが、この法律の趣旨は「脱炭素社会の実現」に加え、「循環型経済の構築」も目的としているのではなかったでしょうか。脱炭素だけを強調すると誤解を招く恐れがあるので、「脱炭素社会の実現及び循環型経済の構築を目的とした『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律』」と趣旨に合致した表現にしてはどうでしょうか。	御意見を踏まえ、修正しました。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
11	P23	自然災害への対応の本文には、「甚大な被害をもたらした平成26年8月及び平成30年7月の豪雨災害について、地球温暖化による気候変動との関連が指摘される」という部分の「について」はやや不自然に感じられるので、「では」と記述した方がよいと思います。 また、「近隣自治体との連携も図りながら、廃棄物処理体制の確保を図っていく必要があります。」の部分も、無駄に長く分かりにくいので、「近隣自治体と連携し、廃棄物処理体制を確保する必要があります。」と、簡潔に記述してはどうでしょうか。	豪雨災害の記述に関しては、適切な表現であると考えため、素案に記載のとおりとします。 また、廃棄物処理については、原則、市内で発生する一般廃棄物（ごみ）は、平常時に限らず災害時においても本市で行うため、まずは、本市において災害に強く安全で安定した廃棄物処理体制を構築する必要がありますが、近年頻発している自然災害等に対応するためには、場合によっては、近隣自治体との連携が必要になると考えているため、次のとおり修正しました。 （修正前） 「近隣自治体との連携も図りながら、<u>廃棄物処理体制の確保を図っていく</u>必要があります。」 （修正後） 「近隣自治体との連携も図りながら、<u>災害に強く安全で安定した廃棄物処理体制を構築する</u>必要があります。」
12	P23	「2030年までに小売・消費者レベルにおける世界全体の一人当たりの食糧の廃棄を半減させ」の部分ですが、SDGsの正式な表記は「食料」ではないでしょうか。「食糧」と「食料」は異なり、「食料」は食品全般を指し、「食糧」は主に穀物を指すため、正確性を期して「食料」に修正した方がよいと思います。	御意見を踏まえ、修正しました。
13	P28	28ページの「ごみのないきれいなまちづくりの推進」のかぎかつこでくった記述「世界に誇れる『まち』の実現」の部分は、広島市自身が、広島市基本計画や実施計画他様々な計画の中で「世界に誇れる『まち』広島」と一つの固有名詞として用いているので、ここでも「広島」を入れ、「世界に誇れる『まち』広島の実現」とした方がよいのではないかと思います。	御意見を踏まえ、修正しました。
14	P69	69頁「市民の食品ロスの問題への認知度は高く、食品ロス削減に取り組んでいる人も多いが、一方で、約34%が最近手つかず食品を捨てたことがあると回答していました。」の部分ですが、「が」で接続していることに少し不自然さがあるように感じる。 2つの文にして、「市民の食品ロス問題に対する認知度は高く、多くの人が食品ロス削減に取り組んでいます。しかし、一方で、約34%の人が最近手つかずの食品を捨てたと回答しています。」というようにしてはどうか。	御意見を踏まえ、次のとおり修正しました。 （修正前） 食品ロス削減に取り組んでいる人も多いが、一方で、約34%___が最近手つかず食品を捨てたことがある （修正後） 食品ロス削減に取り組んでいる人も多いが、一方で、約34%<u>の人</u>が最近手つかず食品を捨てたことがある
15	P76	「臨時休業」の重複 76P「非常変災時等に臨時休業や臨時休業が見込まれる場合」は「臨時休業」という表現が重複しているので、「非常変災時等に臨時休業やその可能性がある場合」でいいのではないかと。	御意見を踏まえ、修正しました。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
16	P78	「啓発」 78Pに「毎月19日の『わ食の日』を啓発する」とありますが、「啓発」とは、人に対して新たな知識や気づきなどを教えて、導くことを指すので、不自然です。 「毎月19日の『わ食の日』を周知する」に変えた方がいいと思う。	御意見を踏まえ、修正しました。
17	P79	「気楽」 79Pに「市民が気楽に食農体験できる機会を拡大し」という言葉が出てくるが不自然な感じがする。「気楽」ではなく、「市民が気軽に食農体験できる機会」とすべきではないか。	御意見を踏まえ、修正しました。

(2) 既に意見の趣旨が計画の素案に盛り込まれているもの

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
18	P1	計画策定の趣旨に「本市では、ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする『ゼロエミッションシティ広島の実現』を基本理念とし」とありますが、「ゼロエミッション」とは「人間の活動から排出される廃棄物や温室効果ガスをゼロにするという理念」ですから「ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする」のところを「ごみをゼロにする」とすべきではないでしょうか。	「ゼロエミッション」とは直訳すれば、御意見のとおりですが、本市においては、そうした究極の目標を掲げ、27ページに記載のとおり、ごみの発生を極力抑制し、発生したごみは、経済的、技術的に可能な限り資源として有効に循環利用し、最後に残った利用できないごみは適正に処分することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される美しく魅力あふれる都市を目指していきたいと考えています。
19	P5	5ページ。人口は、「国立社会保障・人口問題研究所による『日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)』を基に推計しました。」とある。 国立社会保障・人口問題研究所は、人口推計を、将来の出生推移・死亡推移についてそれぞれ中位、高位、低位の3仮定を設け、それらの組み合わせにより9通りの推計を行っている。 本市の将来人口として本計画で採用している推計人口は「出生中位・死亡中位仮定」により行った推計値であるから、そのことを注釈として記載すべきではないか。	国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口」については、「出生中位・死亡中位仮定」のデータしか存在しないため、素案に記載のとおりとします。
20	P6	平成16年7月には、「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人ごみゼロ宣言」が策定されました。 ゼロエミッションは「ごみゼロ」の意味ですから、この時は正しく使われています。 しかし素案では、「ごみを可能な限りゼロに近づけ環境への負荷を極めて小さくする」ということで、ゼロにする「ゼロエミッション」とは違う意味に使われていて、問題があるのではないかと思います。 例えば、「ゼロ化エミッション」などというような表現にした方がよいのではないのでしょうか。 それにしても、計画が後ろ向きになってきているように思いますが、「ごみゼロ宣言」はもうなくなったのでしょうか。	平成16年7月に策定した「ゼロエミッションシティ広島を目指す減量プログラム～110万人のごみゼロ宣言～」は、平成17年6月に策定した広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の期間中における具体的な減量施策等を定めていたものです。 現在策定中の計画は、これまでの計画に掲げた施策の成果等を踏まえ策定するものであり、後退しているとは考えていません。
21	P7	7ページ。「家庭ごみの排出形態の推移」には、「家庭ごみの収集は、ごみステーションの設置場所やその維持管理に係る住民間での理解が得られないケースがあることや、高齢化の進行などにより、戸別収集箇所数が増加傾向にあることから、収集運搬の非効率化が進んでいます。」とあり、ごみ置き場の数は、ステーション方式、個別収集ともに増加していることを示すグラフが掲載されている。 「非効率化が進んでいます」と評価されているが、それを改善し効率化を図る施策については全く記載がない。	御意見に対する対応として、55ページに「ごみ置き場のステーション化」を、60ページに「ごみ置き場のステーション化による収集運搬の効率化」をそれぞれ記載しています。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		人口が減少しているにも関わらず、ごみ置き場の数が増えて非効率化が進んでいるということであるから、これを座視することはできないと思う。 国は、地域住民が協力して、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会である「地域共生社会」の実現をめざしている。しかし、本ごみ処理計画では、「住民間での理解が得られない」という一言で住民による協力体制の構築を放棄している。 これから目指すべき地域共生社会の姿を、市民によく周知し、理解を得る活動を行って、ごみ置き場の集約化を図っていく必要があると思う。「自分の家の前に他人のごみが置かれるのが嫌だ」という意見を、仕方がないとして安直に受け入れるなら、各戸収集になってしまい非効率化は一層進む。地域共生社会を目指していることから、「地域住民が話し合い協力し合うことによってごみ置き場を集約できるよう市民に働きかけ、効率化を進めコスト削減を図ります。」という趣旨の文言が必要であると思う。	
22	P11	11頁には「家庭系可燃ごみの組成の推移」のグラフがあるが、各年度の組成がかなり異なっている。分析に当たっては、「中工場・安佐南工場において、搬入された可燃ごみを仕分けし、その分類ごとの割合を算出している。『家庭系』は2台の収集車両から100kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施しており」と記載されており、結局年間8台の収集車両からしか仕分けしていない。 家庭ごみの年間搬入量は20万5千t程度であるから、4tパッカー車で4t積んで搬入したと仮定すると、$205,000 \text{ t} \div 4 \text{ t/台} = 51,250$台となる。(実際には積載可能重量未満での搬入するので、台数はもっと多いはず) $51,250 \text{ 台} \div 8 = 6,406$台であるから、6,406台以上に1台しかサンプリングしていないことになる。 サンプルの数が少なすぎて、適正な組成分析ができていないのではないか、その結果、各年度で組成割合が大きく異なっているのではないかという疑問が残るが、その点はどうか。サンプル数の有効性についての記載が必要であると思う。	本市の可燃ごみの組成分析調査は国が作成している「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」等に準じて行っているものです。
23	P12	12頁には「事業系可燃ごみの組成の推移」のグラフがありますが、各年度の組成がかなり異なっている。分析に当たっては、「中工場・安佐南工場において、搬入された可燃ごみを仕分けし、その分類ごとの割合を算出している。『事業系』は4台の収集車両から50kgずつ計200kgの調査を1回とし、各工場で年2回実施している。」と記載されており、結局年間16台の収集車両からしか仕分けしていない。 家庭ごみの年間搬入量は13万6千t程度であるから、4tパッカー車で4t積んで搬入したと仮定すると、$136,000 \text{ t} \div 4 \text{ t/台} = 34,000$台となる。(実際には積載可能重量よりもっと少ないので、台数はもっと多いはず) $34,000 \text{ 台} \div 16 = 2,125$台であるから、2,125台以上に1台しかサンプリングしていないことになる。 サンプルの数が少なすぎて、適正な組成分析ができていないのではないか、その結果、各年度で組成割合が大きく異なっているのではないかという疑問が残るが、その点はどうか。サンプル数の有効性についての記載が必要であると思う。	
24	P15	「家庭ごみの区分及び収集方法等」には、「不燃ごみ」として収集するものに「小型家電」が例示されています。 小型家電リサイクル法(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律)が11年前に制定され、小型家電のリサイクルが進められています。 広島市のホームページにおいても、「小型家電リサイクル」への協力が求められていて、「デジタルカメラや携帯電話、オーディオプレーヤーなどの小型家電には、貴金属やレアメタルなどの有用な資源が含まれています。これらの貴金属等の総量は、海外の大鉱山に匹敵するため、『都市鉱山』とも言われています。・・・限りある資源を有効に活用するため、ご家庭で不用になった小型家電の回収にご協力ください。」とあります。 対象となる小型家電は、家電リサイクル法対象の4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)を除いた家電と考えればよいくらいで、これらの回収によって再生利用を図ることができます。 しかし、本ページの表には、小型家電は「不燃ごみ」と区分されているだけです。これでは、小型家電は不燃ごみとして捨てるものと思い込んでしまいます。	15ページの表は、あくまでも令和6年度における本市の家庭ごみの区分や収集方法等についての実状を記載しているものです。 なお、46ページに本市の取組として「使用済小型家電のリサイクルの促進」を記載しています。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		本基本計画は、ごみとして捨てるものを減らし、再使用や再生利用を推進する計画ですので、このページには、小型家電は、基本的に、不燃ごみとして捨てるのではなく、回収すべきことを記述すべきだと思います。	
25	P16等	廃棄物処理法で、事業活動に伴って排出されるプラスチック類は、業種に関わらず産業廃棄物と規定されています。それを、広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画で一般廃棄物に位置付ける行為は、裁量権の逸脱・濫用にあたり、そのような広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画は認められないはずなので、抜本的な見直しが必要だと思います。	【番号25～50について】 事業活動に伴って生じたプラスチックごみなどの廃棄物の取扱いについては、これまで国において、「『廃棄物・リサイクル制度の基本問題に関する中間取りまとめ(平成14年3月、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会)』及び『今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について(意見具申)(平成14年11月、中央環境審議会)』において整理され、『その性状、排出量、処理困難性等の問題から市区町村責任の下で処理が円滑に行われている』とは言い難いもの』以外のものについては、市区町村の処理責任の下に整理されている。このことから、事業者から排出される廃棄物のうち、市区町村による処理が可能なものは事業系一般廃棄物として、市区町村による統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に基づき処理がなされてきているところである。一方で、産業廃棄物に区分される廃棄物については、排出事業者の処理責任の下、廃棄物処理法第12条の3の規定に基づき排出者はマニフェストの交付義務を負う等の厳格な対応が求められることに留意が必要である。このように、事業者から排出される廃棄物については、それぞれの処理責任や法的義務に基づき、全体として適正な処理が確保されることが重要である。」と見解が示されています。 この見解は従来から示されているものであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項では、市町村は一般廃棄物処理計画において一般廃棄物の種類及び分別の区分などを定めるものとされていることから、本市では、上記の国の見解を踏まえ、事業所から排出される「包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類」を事業ごみとして広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付け、一般廃棄物として取り扱っており、本市の取扱いが法律違反に当たることはないと考えています。なお、この取扱いについて、本市以外の地方自治体においても、事業所から排出されるプラスチックごみを一般廃棄物として、一般廃棄物処理計画に位置付けて取り扱っている事例はあります。 また、本市では、事業活動に伴って生じたプラスチックごみなどの廃棄物の取扱いについて、ホームページや
26		廃棄物処理法は、事業活動に伴って排出されるプラスチック類は、すべて「産業廃棄物」と規定していますが、素案では、それを一般廃棄物として受け入れることとしており、法律違反になっていると考えられます。法律が、ごみ処理行政の頂点にありますので、法律に違反する計画は立てられないはずです。この素案は根本から見直す必要があります。	
27		16頁には「イ 事業ごみ 事業ごみの区分及び収集方法等は、下表に示すとおりです。このうち、可燃ごみ、プラスチックごみ及び不燃ごみについては、原則として事業ごみ有料指定袋を使用し、本市のごみ処理施設で受け入れています。」という記述がある。 本計画に、例えば、「事業活動に伴って排出されるプラスチック類は法律では「産業廃棄物」に区分されていますが、本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な「包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類」を一般廃棄物として取り扱っていますので、「プラスチックごみ」用袋に入れて一般廃棄物として排出して下さい。」というような記述を加えないのであれば、廃棄物処理法の規程によって、プラスチックごみは「産業廃棄物」にあたるので、事業ごみとして発生する一般廃棄物たるプラスチックごみは存在しない。そこで、「プラスチックごみ」の部分は削除すべきと考えられる。 17頁のごみ処理フローからも「プラスチックごみ」は削除すべきと考えられる。	
28		広島市は、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて取扱っています。」と説明しています。 広島市では、事業所等の排出事業者が、産業廃棄物を処理する際の手引きとして利用するため、産業廃棄物に関連する法律等をまとめた「産業廃棄物の処理(廃棄物処理法の概要)」を作成しています。 そこには、「産業廃棄物処理法の法体系は、法律を頂点として・・・」と記載し、法律の遵守が第一であることを広島市自身が明らかにしています。 その上で、「産業廃棄物は、図表6(P5～6)に示す燃え殻、汚泥など20種類に分類されたものと輸入された廃棄物(航行廃棄物及び携行廃棄物を除く。)をいい、民間の工場、事務所、商店などの営利目的の事業活動に伴い排出されるものや、水道事業などの公共の事業活動に伴い排出されるものも含んでいます。」と書かれ、「廃棄物であるのか、廃棄物であれば、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかを判断する際には、次の図表5を参考にしてください。」と記されています。 そのフローに従えば、事業所から出るプラスチック類は、「産業廃棄物」となります。 そうでありながら、プラスチック類を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて取扱っているというのは矛盾しているのではありませんか？ このままでは排出事業者は混乱します。一步間違えば不法投棄と見做され犯罪行為となるおそれがあると思われる。 計画に位置付けて一般廃棄物とするのであれば、手引きとして配布しているこの「産業廃棄物の処理(廃棄物処理法の概要)」を訂正するか、広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けるのをやめるか、どちらかにしなければならないと思います。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
29		広島市は、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けて取扱っています。」とされているが、これは違法行為であると思う。 更に、広島市の「事業ごみ適正処理ガイドブック」には、「廃プラスチック類」を「業種に関わらず産業廃棄物に区分される廃棄物」と明示した表を掲載した上で「表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」という注釈があり、広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画を読んで判断するよう指示されている。 しかし、素案には、確認して判断できるような記述がない。 これは、排出事業者を惑わすだけであるから、法律にのっとって、廃プラスチック類は産業廃棄物と明確に記述して、誤って混入させてはいけないといった注意喚起の記述が必要であると思う。	チラシ等での周知のほか、事業者からの問合せ対応を行うとともに、必要に応じて、排出者や収集運搬業者に対し、指導や立入検査を行っており、本市の処理施設においても、ごみが適正に搬入されるよう指導を行い、基準に適合するごみを受け入れています。 その上で、一般廃棄物としての事業ごみを受け入れて処分する際には、受益者負担の観点から、条例において定めている手数料を徴収しているところであり、引き続き、適切な分別をはじめとした廃棄物の適正な処理に努めていきたいと考えています。
30		12ページの「事業系可燃ごみの組成の推移」によれば、プラスチック類が、全体の2割弱を占めています。廃棄物処理法には、事業活動に伴って排出されるプラスチック類は業種に関わらず全て「産業廃棄物」と規定されているので、法律に従えば、一般廃棄物として排出されるものはないはずです。産業廃棄物が違法に混入しているため全体の2割弱がプラスチック類となっていて、ごみ処理費用を押し上げています。 この違法状態を解消して、ごみ処置費用の適正化を図るとともに、法律に従って「産業廃棄物」として排出している事業者と、漫然と一般廃棄物として違法に排出している事業者との不公平を解消しなければなりません。 事業活動に伴って排出されるプラスチック類は産業廃棄物ですから、そのことを明確に計画に記載するとともに、プラスチック類の混入(不法投棄)をなくす施策を計画に盛り込む必要があると考えられます。	
31		広島市では、「事業所から排出される廃棄物のうち、広島市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けて取り扱っている」といわれています。 そうすると、農産用品の販売店で売れ残った農業用シートは、広島市指定の「プラスチックごみ用」袋に入れて事業系一般廃棄物として排出してよいということのようにも思えます。 しかし、産業廃棄物指導課が所管するホームページには「産業廃棄物に関連する法律等をまとめた『産業廃棄物の処理（廃棄物処理法の概要）』が掲載されています。「産業廃棄物を処理する際の手引きとしてご利用ください。」という記載もあります。その4ページには「廃棄物であるのか、廃棄物であれば、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかを判断する際には、次の図表5を参考にしてください。」と記載され処理フローがあります。そのフローに従えば、事業所から事業活動に伴って排出されるプラスチック類は、明確に「産業廃棄物」となります。 そこには、「市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」という注釈はないので、このフローによって排出する事業者は産業廃棄物として排出し、そうでない事業者は一般廃棄物として排出するという矛盾が生じます。また、どちらかの事業者は、不法投棄をしていることとなって、犯罪行為（個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合は3億円以下の罰金）として処罰される可能性もあります。 実際に東京都では、事業活動に伴って排出されたプラスチック類を一般廃棄物として処理した収集運搬事業者が逮捕され、排出事業者が書類送検されたという事件が起きました。それを受けて、東京23区の一般廃棄物の処理を一括して行っている東京二十三区清掃一部事務組合は「●清掃工場への産業廃棄物の持ち込みは不法投棄となります!!●廃棄物処理の許可を有しない業者への委託は違法です!!」というチラシを作成して配布して周知・啓発を行っています。 広島市が広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画によって、一般廃棄物として排出してもよいとしても、法律が「産業廃棄物」と位置付けていることから、広島市にはお咎めがなくても、排出事業者や収取運搬事業者は犯罪行為をしていることになるものと思われます。 「詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」とう指導をしながら、ごみ処理計画には何も記載しないという無責任な計画はやめて、一般廃棄物ではないということを明確に記載すべきだと思います。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
32		広島市には、産業廃棄物についてのQ&Aはありませんが、大阪府のホームページにはQ&Aがあります。そこには、質問に対する回答に「法・政令に掲げる産業廃棄物の種類(廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず等)に該当するものも当然産業廃棄物に該当します。」と記載され、「事務所で発生する弁当からやカップ麺の容器は、一般廃棄物か?」との質問に、「事業活動に伴って生じた廃プラスチック類であるため産業廃棄物に該当します。従業員が事務所で飲食する行為に伴って発生するものが『事業活動に伴って生じた』といえるかどうかについては、事業者は、従業員を使って事業をしなければならないところ、その従業員が昼食時に食べた弁当の容器は、『事業活動に不可避免的に伴うもの』であり、その発生の源が事業活動ですので、『事業活動に伴って生じた廃棄物』に当たります。従って、事務所から発生するプラスチック製の弁当の容器、カップ麺の容器のほかペットボトルや飲料缶も産業廃棄物の廃プラスチック類(又は金属くず)に該当します。」と記載されており、事業所等からは、一般廃棄物として排出される廃プラスチック類は存在しないと明確にしています。これは法に規定されている通りの判断で肯首できます。 広島市が、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて取扱っています。」といわれていることと真反対の見解です。 廃棄物処理法に、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は産業廃棄物であると明確に規定されていることから、大阪府の見解が法律を正しく解釈したものだと考えられます。 広島市で、その法律の規定を曲げて、「事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて」といるということが、そもそも大きな問題であって、広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画にそのような位置づけはできないと思います。 他都市では、廃プラスチック類を混入させると犯罪行為になるので決してしないようにという注意喚起のチラシを作成して指導していますが、広島市では真反対で、そのようなチラシもありません。 法律をよく理解している事業者が高額な費用で産廃として排出しているという不公平や、一般廃棄物として排出した事業者が犯罪に問われた事件もあります。(東京都ではプラスチックを一般廃棄物として排出した収集運搬事業者が逮捕され排出事業者が書類送検されました。) 法律に反している本計画素案は、根本から見直しが必要であると思います。	
33		事業所から排出されるプラスチック類は産業廃棄物と法律で規定されています。 それに反して一般廃棄物として排出した事業者が廃棄物処理法違反で逮捕されたという記事を目にしました。プラスチックシーンを一般廃棄物として排出したとして、収集運搬業者が逮捕され排出事業者が書類送検されたとのこと。これを受けて、東京二十三区清掃一部事務組合は産業廃棄物を一般廃棄物として搬入しないよう注意喚起をしています。 広島市では、単に広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて一般廃棄物として扱うとのことですが、そうであっても、法律が産業廃棄物と規定している以上、排出事業者が犯罪に問われるおそれがあるように思いますので、広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画で位置付ける(あくまで法律に優先するものではない)ことはやめるべきではないかと思っています。	
34		かつて、広島市行政経営改革推進プラン(素案)に対する市民意見として「8頁6行目の『ごみの発生から排出、収集・処分に至るまでの過程における様々な課題』の一つに、事業所から出る廃プラスチック類の問題があると思う。廃棄物処理法に基づき、他都市では『事業所から発生する廃プラスチック類はすべて産業廃棄物』と規定しているが、広島市では事業所から出る廃プラスチック類を一般廃棄物として受け入れている。これは、法律に抵触しているおそれがあると思われるので、このような課題について十分整理していただきたい。2行目の『・・・循環型社会の形成のため、』と『食品ロスの削減や』の間に『廃棄物処理法等の諸法令を遵守し、』を付け加えてはどうか。」という意見を提出したところ、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付け、適正に取	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		り扱っているところであり、本市がごみ処理に関する総合的な取組を推進するに当たり、法令遵守は本プランへ記載するまでもなく当然に徹底すべきことと考えています。」と回答された。 しかし、法律で産業廃棄物と規定されているものを、広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けること自体が法律違反になると考えられる。（広島市の計画が法律に優先することはないため） 事実、事業所から排出されるプラスチック類を一般廃棄物として「一般廃棄物（ごみ）処理計画」に位置付けている自治体は、私が調べたところでは、広島市以外に存在していない。 次期計画では、廃プラスチック類は産業廃棄物であると明確に記述し、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類を受け入れないようにして、ごみ処理経費を削減していただきたい。	
35		他の自治体の事業者向けチラシを見ると、事業所から出るプラスチック類を、「一般廃棄物」として市の施設に搬入してはいけないと記載されている。 堺市のチラシを添付するが、「市の施設で処理ができる事業系ごみは一般廃棄物のみです。」と書かれ、「事業所から出るごみのうち、缶、びん、プラスチック類（ペットボトルや弁当の容器、お菓子の袋など）は、汚れの有無にかかわらず産業廃棄物に該当するため、清掃工場に搬入できません。」とある。 そのほか、政令指定都市のチラシを全部見たが、どこも事業所から出るプラスチック類は産業廃棄物であって市の清掃工場には搬入できないことを記載している。 広島市では、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に位置付けているので一般廃棄物として排出すべきといわれても、にわかに信じられない。 なぜ他都市では産業廃棄物と明確に位置付け、市の施設への搬入を拒んでいるのか、広島市だけ市の施設への搬入を促しているのか、その違いが理解できない。 廃棄物処理法の規程からは、広島市以外の自治体の対応が法律を守った対応であり、広島市の対応が違法のように思える。なぜ、広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けることで一般廃棄物になるのか、その理由を教えて欲しいし、そのことが分かるように計画に記載すべきと思う。	
36		事業所から排出されるプラスチック類は産業廃棄物と法律で規定されています。 そのため、各自自治体のチラシ等にも、産業廃棄物として処分してくださいと明確に記載されており、円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けて取扱っています、といった記述は一切ありません。 熊本市では「事業ごみ処理ガイド」に、「廃プラスチック」は、「産業廃棄物として、産業廃棄物処理業者と契約のうえ適正に処理をしてください。」とあります。 福岡市では「事業系一般廃棄物処理ルールブック」に、「廃プラスチック」は、「産業廃棄物処理業者に処理を委託してください。」とあります。 北九州市では「事業所のごみ分別・処理ガイドブック」に、「事業活動に伴って出るごみは、「産業廃棄物」と「事業系一般廃棄物」に分類され、分類によって処理方法が異なりますので、事業者は、法令に基づき適正に処理しなければなりません。」と記載した上で、「廃プラスチック類」は、「産業廃棄物」と明記し、「産業廃棄物処理業の許可を有する業者に委託します。」とあり、「工場への産業廃棄物の投棄は違法です！！。違反した場合は、最大5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金または併科に処せられます。搬入物検査等を行い、持ち込みや不法投棄が判明した場合は受け入れを断り、排出先への確認や警察への通報を行います。」と書かれています。 岡山市では「事業系ごみの分け方・出し方」に、「廃プラスチック類」は、産業廃棄物処分業許可業者の処分施設に自己搬入するか産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託する、とあります。 神戸市では「事業系ごみの出し方」に、「産業廃棄物は、建設現場、工場などから出る法律で定めた20種類のごみ」と明らかにした上で、「市では収集も処分もしません。産業廃棄物処理許可業者、または【一社】兵庫県産業資源循環協会にご相談を！」と書かれています。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		堺市では「事業系ごみの適正処理にご協力を！」に、「市の施設で処理ができるのは一般廃棄物のみです。」と記載し、「事業所から出るごみのうち、缶、びん、プラスチック類（ペットボトルや弁当の容器、お菓子の袋など）は、汚れの有無にかかわらず産業廃棄物に該当するため、清掃工場に搬入できません。」と書かれています。 大阪市では「事業所から発生するごみの分別」に、「プラスチック類（廃プラスチック類）」は、「産業廃棄物処理業許可業者に委託し処理又はリサイクルしてください。（産業廃棄物は焼却工場へ搬入することができません。）」とあります。 京都市では「事業者のみなさまへ ごみを『正しく』出せていますか」に、「プラスチック類」は、「産業廃棄物として処理するもの」とあります。 名古屋市では「事業系ごみ・資源の分け方」に、「事業活動から出るプラスチック、ゴム、金属、ガラス、陶磁器等は、産業廃棄物です。産業廃棄物として処理を依頼してください。」とあります。 浜松市では「事業ごみの処理方法のご案内」に、「ごみを産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分けましょう。」と記載し、「廃プラスチック類」はあらゆる事業活動に伴うものがすべて「産業廃棄物」に該当するとし、「注意」として「一般廃棄物と間違われやすい産業廃棄物」に「ポリエステルなどの化学繊維で作られた衣服等、緩衝材、PPバンド、洗剤等のボトルなど」を例示しています。 静岡市では「事業系ごみの処理方法のご案内」に、「産業廃棄物とは、事業活動に伴って発生した廃棄物で、法律で定める20種類のものをいいます。」と記載し、「産業廃棄物は、上記の事業系一般廃棄物と混ざらないように分別し、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。」と書かれています。 相模原市では「事業系ごみの分け方・出し方」に、「産業廃棄物を市の処理施設へ搬入することはできません。」と記載した上で、「プラスチック類」は「産業廃棄物」であるとし、「産業廃棄物処理業者へ委託し、適正処理してください。」と書かれています。 横浜市では「事業系ごみと資源物の分け方」に、「プラスチック類」は「産業廃棄物」であるとし、「産業廃棄物の処理業者へ委託し、適正に処理してください。産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません。」と書かれています。その上で、「事業ごみのルール違反に対する罰則」に「次の行為は禁止されています。」として「一般廃棄物に、廃プラスチック・金属などの産業廃棄物を混入する。」と例示しています。さらに、「よくあるご質問」には、「汚れたプラスチック類はリサイクルできないから、一般ごみ（燃やすごみ）でよいか？」という質問に「プラスチック類は汚れていても一般ごみ（燃やすごみ）と一緒に排出できません。プラスチックは産業廃棄物に該当しますので、産業廃棄物の処理業者に引き渡してください。」と書かれています。 川崎市では「事業系ごみ（一般廃棄物）適正処理のために」に、「廃プラスチック類」は「産業廃棄物」とした上で、「産業廃棄物の種類ごとに、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託してください。」「産業廃棄物は市の指定処理施設（焼却場）へ搬入できません。」と書かれています。さらに、「気をつけよう！チェックリスト」には、「少量なので、プラスチック類（ペットボトル、ビニール袋など）を事業系ごみ（一般廃棄物）として出している。」に対して、「事業場から排出されるプラスチック類は産業廃棄物です。市の指定処理施設（焼却場）では産業廃棄物を受け入れていません。産業廃棄物の処理業者と契約をして、適正に処理してください。」と書かれています。 千葉市では「千葉市事業所ごみ分別排出ガイドブック」に、「事業所ごみの分別方法」で「廃プラスチック類」は「産業廃棄物」とした上で、「産業廃棄物処理業許可業者に委託する。」と書かれています。さらに、「罰則の対象となる行為」に「一般廃棄物に、廃プラスチック・金属などの産業廃棄物を混ぜる。」と書かれています。 さいたま市では「事業ごみの処理ガイド」に、産業廃棄物は、「法令で定められた20種類の廃棄物」であって「市の清掃センターへの搬入は禁止です。」と書かれています。さらに、「注意事項」に「不法投棄をしたり、不法焼却などをすると、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金、又はその両方の罰則があります。また、法人の代表者や従業員などが、その業務に関して上記の罰則を適用されるとその法人に対しても3億円以下の罰則が科せられます！」と書かれています。 仙台市では「事業ごみの分別を徹底してください」に、「資源物や産業廃棄物は市の焼却工場に搬入できません」と書かれ、「可燃ごみに混入していた搬入禁止物の例」として「プラスチック梱包材」などが例示されています。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		新潟市では「事業系廃棄物処理ガイドライン」に、「廃プラスチック類」は全ての業種に共通して「産業廃棄物」と記載した上で、「産業廃棄物処理業の許可を受けた事業者に委託してください。」と書かれています。 札幌市では「オフィス・店舗向け事業ごみ分別・処理ガイドブック」に、「プラスチック・化学繊維製品」を「産業廃棄物」として例示した上で、「産業廃棄物を出すときの流れ」で産業廃棄物の処理業者と委託契約を結びマニフェストを交付して産業廃棄物処分場で処分することを説明しています。 以上、広島市以外の19政令指定都市の処分について、チラシ等で確認しましたが、いずれも一般廃棄物と位置付けて処分しているところはありませんでした。 広島市では、広島市の清掃工場で「円滑な処理が可能なプラスチック類」（どのようなプラスチックなら「円滑な処理が可能」なのか不明ですが）を「一般廃棄物に位置付けて」取り扱っているのですから、法律の規程より、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の方が優位となってしまうと思います。 他都市の状況を見ても、広島市のこのような計画は認められないので、この計画は根本から見直す必要があると思います。	
37		インターネットで、いろいろな都市を可能な限り調べてみましたが、どこも事業活動に伴って排出されるプラスチックを一般廃棄物に位置付けているところはありません。広島市だけが、ごみ処理計画に位置付けることによって一般廃棄物として受け入れており、このことがごみ処置コストを増大させる原因になっています。 他都市では、廃棄物処理法に位置付けられた廃プラスチック類は産業廃棄物としています。各都市のチラシでは、プラスチックを一般廃棄物に混入させないように注意喚起をしています。どこも、一般廃棄物として出すよう促しているところはありません。その真逆です。 事業活動に伴って排出されるプラスチック類は、法律によって明確に「産業廃棄物」と扱われていますので、広島市が「一般廃棄物に」位置付け、プラスチックごみ用の袋に入れて一般廃棄物として搬出してくださいということは、法律違反にあたると思います。 法律に関わる事であり、違反すると、排出した者や収集運搬した者は罪に問われます。 法律に従って産業廃棄物として排出している者と一般廃棄物として排出している者との処理費用の不公平も生じます。もちろん、税金の支出も伴っています。 次期ごみ処理基本計画では、一般廃棄物に位置付けることをやめ、事業活動に伴って排出されるプラスチックは法律通り、産業廃棄物として排出するよう注意喚起する文章を加えていただきたいと思います。	
38		素案の5つの「基本方針」の一つは「ごみ処理コストの削減」です。広島市のホームページによれば、年間のごみ処理費は約135億円で、ごみの総排出量は約34.2万tです。事業系可燃ごみに含まれるプラスチック類（法律上は産業廃棄物）の割合は重量比で約2割に及び約2.6万tになります。プラスチックごみ用袋で事業所等から搬入されるプラスチック類（法律上は産業廃棄物）は約0.5万tで、合計約3.1万tが、広島市がごみ処理計画に位置付けなければ一般廃棄物として搬入されないものです。 そうすると、広島市が違法にごみ処理計画に位置付けたプラスチック類に係るコストは、大まかな見積ではありますが、$3.1\text{万t} \div 34.2\text{万t} \times 135\text{億円} \approx 12\text{億円}$となります。 違法に処理している「事業活動に伴って排出されたプラスチック類」を受入れることを、本基本計画において取り止めれば、税金からの支出が年間12億円も削減されることとなります。 税金からの支出です。このことによってコスト削減を図ることが必要であると思います。 6ページについて。 広島市では、法律で産業廃棄物と定義されている「事業活動に伴って排出されるプラスチック類」も受け入れているため、6ページに記載されている「1人1日当たりのごみ排出量」が多くなっています。 年間およそ34.2万tの排出量がありますが、そのうち「事業活動に伴って排出されるプラスチック類」が約3.1万tと見積もられますから、それを引くと、$34.2 - 3.1 = 31.1\text{万t}$となります。 これを広島市の人口約118万人で割ると、$31.1 \div 118 = 0.263\text{t}$になります。 1日当たりになると、$263\text{kg} \div 365\text{日} = 0.72\text{kg} = 720\text{g}$になります。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		「1人1日当たりのごみ排出量」の政令指定都市比較では、「平成28年度まで12年連続で政令指定都市中最少となっていたが、平成29年度に少ない方から4番目となり、令和4年度においては、ごみ排出量は前年度よりも減少したものの、政令指定都市の中では少ない方から5番目と一つ後退しました。」と書かれています。しかし、わざわざごみ処理基本計画で位置付けて、違法なプラスチック類の受入をしなければ、720gとなって、今でも政令指定都市中最少なのではないかと思えます。 ごみ処理基本計画での位置づけをやめ、他の自治体のように、事業活動に伴って排出されるプラスチック類は市の焼却工場に搬入できないことを明らかにして、パンフレットやチラシ、産業廃棄物指導課などによる指導で周知・啓発すべきではないでしょうか。 2ページについて。 「広島市行政経営改革推進プラン（素案）に対する市民意見」への回答として「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付け、適正に取り扱っている」という記述があって違和感を覚えました。 法律は、事業所から排出されるプラスチック類は一律に産業廃棄物と定義しており、一般廃棄物に位置付けることはできないはずです。実際に、広島市以外の自治体で一般廃棄物に位置付けている自治体は、見たことも聞いたこともありません。 2ページには、計画の位置付けとして、「国の法律・計画や県の『広島県廃棄物処理計画』、本市の『広島市総合計画』、『広島市環境基本計画』等との整合を図り、長期的・総合的な視点から、本市における一般廃棄物処理の方針を示す計画です。」とありますが、そうであるなら、円滑な処理が可能なプラスチック類であっても、一般廃棄物と位置付けて広島市の施設で処理することをやめなければならないと思います。 この計画は、根本に重大な矛盾を抱えており、違法な、一般廃棄物としての位置付けをやめるとともに、事業活動に伴って排出されるプラスチック類の受入れをやめて、ごみ処理コストの削減も図る計画にしなければならないと思います。 16ページについて。 広島市ホームページにおいて、環境局産業廃棄物指導課が管理しているページには「事業ごみ適正処理ガイドブック」が掲載されており、そこには「市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」と書かれています。しかし、現行の一般廃棄物（ごみ）処理基本計画を確認してもどうしたらいいかわかりません。それとは別に「事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けています。」と広島市が説明していることからすると、事業所から出るプラスチック類を一般廃棄物として排出してよいのだろうという想像はできます。 一方、同じ産業廃棄物指導課が管理しているページにある「産業廃棄物の処理（廃棄物処理法の概要）」の4ページには、図表5として「廃棄物判断フロー」（ここには、「廃棄物であるのか、廃棄物であれば、一般廃棄物なのか産業廃棄物なのかを判断する際には、次の図表5を参考にしてください。」とあります）が掲載されています。 そのフローによって判断すれば、事業活動に伴って排出されるプラスチック類は「産業廃棄物」になります。 同じ産業廃棄物指導課が、矛盾する指導をしていることに驚きがあります。これでは、ある事業者は産業廃棄物として処理し、他の事業者は一般廃棄物として処理するという事態が生じます。事業者の支出する処分費用も大きく異なるでしょう。 その原因は、広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けたことだと考えられますので、法律の定義に従って、位置付けをやめるべきだと思います。（広島市以外の自治体で一般廃棄物に位置付けているところはないと思います） 広島市と他都市との一般廃棄物（ごみ）処理計画の違いについて。 事業場から排出するプラスチック類について、広島市以外の都市では、「少量なので、プラスチック類を事業系一般廃棄物として出してよい」との質問に対して「事業場から排出されるプラスチック類は産業廃棄物です。市の焼却場では産業廃棄物を受け入れていいません。」と回答したり、「事業所から出るごみのうち、缶、びん、プラスチック類	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		は、汚れの有無にかかわらず産業廃棄物に該当するため、清掃工場に搬入できません」とチラシに書いたりして、周知・啓発に努めています。 しかし、広島市にはそのようなチラシもなく、産業廃棄物指導課も、産業廃棄物として排出するよう指導しておらず、この違いに驚いています。 どうしても、広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に一般廃棄物と位置付けていることに問題があると思えません。厳格化を求めている訳ではありませんが、位置付けていることが違法なのではないかと思っています。 以上、ご検討をして頂き、現実合った公正なごみ処理を、お願い申し上げます。	
39		6ページの「1人1日当たりのごみ排出量の政令指定都市比較」によれば、令和4年度の1人1日当たりのごみ排出量は、家庭ごみが500g/人、事業ごみが317g/人で合計817g/人となり、政令指定都市中少ない方から5番目になっています。 このうち家庭ごみのプラスチック類は法律により「一般廃棄物」です。しかし、事業ごみに含まれるプラスチック類は法律により「産業廃棄物」に分類されますので、広島市施設への搬出はできず、本来ゼロとなるはずですが、このような「産業廃棄物」が「一般廃棄物」に混入していることが大きな問題となっています。 広島市以外の政令指定都市では、注意喚起のパンフレットを作成して、違法行為になる為プラスチック類を混入させないように指導しています。 令和4年度の事業ごみに含まれるプラスチック類は、12ページの、「事業系可燃ごみの組成分析調査結果」で18.8%となっていますので、この数値を用い、かつ令和4年度の事業ごみにおける可燃ごみの量を、大差ないとして10ページの数値127,149tを用いて、事業ごみのうち、可燃ごみに含まれているプラスチック類の量を計算すれば、$127,149 \times 0.188 = 23,904\text{t}$となります。 また、プラスチックごみ用袋で事業所等から搬入されるプラスチックの量も、本計画では令和4年度の排出量が分からないので、大差ないとして10ページの値を用いれば、$4,562\text{t}$となります。 そうすると、事業ごみとして法律の規定上搬入されてはならないプラスチック類の量は、$23,904\text{t} + 4,562\text{t} = 28,466\text{t}$です。 家庭ごみの令和4年度の排出量は、7ページから215,225tです。 事業ごみの令和4年度の排出量は、8ページから137,021tです。 都市美化ごみの令和4年度の収集量は、13ページから1,277tです。 そうすると、広島市の令和4年度のごみの全排出量は、家庭ごみ+事業ごみ+都市美化ごみ $= 215,225\text{t} + 137,021\text{t} + 1,277\text{t} = 353,473\text{t}$です。 事業ごみに含まれるプラスチック類は、本来一般廃棄物として搬入されてはならないものですから、法律が守られている場合、総排出量は、$353,473\text{t} - 28,466\text{t} = 325,007\text{t}$程度になります。 これを令和4年度9月末人口（広島市人口統計）1,185,952人で除して、1人1日当たりのごみ排出量を求めれば、$325,007\text{t} \div 1,185,952 \div 365\text{日/年} = 751\text{g/人}$となります。 そうすると、6ページに記載されている1位の京都市757gより少なく、政令指定都市で1位の座になることになります。 つまり、6ページに記載の「本市の市民1人1日当たりのごみ排出量は平成28年度まで12年連続で政令指定都市中最少となっていました、平成29年度に少ない方から4番目となり、令和4年度においては、ごみ排出量は前年度よりも減少した」という記述は「依然として1位の座を守り続けています」になると思われます。 なぜ、広島市では事業活動に伴って排出されるプラスチック類を、法律に違反してまで、一般廃棄物として広島市で処理してごみ処理費用を増加させているのか、なぜ、他の全ての政令指定都市のように、事業活動に伴って排出されるプラスチック類は産業廃棄物なので一般廃棄物として搬入してはいけないという指導をしないのか、不思議です。 この計画にも、法律に従った適正な排出を行って、排出事業者や収集運搬業者が犯罪行為（5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその併科。法人にあっては3億円以下の罰金）を行うことのないよう、しっかり明記すべきだと思います。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
40		広島市は、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けて取扱っています。」「市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」といいながら、現行の広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画には、その記載がなく、確認できない。 素案にも、廃棄物処理法で「産業廃棄物」と規定されているプラスチック類を「一般廃棄物」として受け入れるとの記述がなく、事業所で発生した廃棄物が産業廃棄物にあたるのか一般廃棄物として排出すべきなのか、判断に困っている。 法律に従えば産業廃棄物にしかならないのであるが、 ①「事業ごみ適正処理ガイドブック」には、「廃プラスチック類は業種にかかわらず産業廃棄物に区分される」と記載しながらも「（その）区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認下さい。」と書かれていること ②「事業ごみ（一般廃棄物）の正しい出し方」に「プラスチックごみ」用袋には「包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器など」と例示し、事業活動に伴って排出されるものも一般廃棄物として搬出することを促していること ③プラスチックの処分についての質問に「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けて取扱っています。」と回答していること から、広島市が、どうしても事業所から排出されるプラスチック類を一般廃棄物に位置付けようとするなら、本計画に、「プラスチックごみの本市における取扱いについて」という項目を設け、「事業活動に伴って排出されるプラスチック類は法律では『産業廃棄物』に区分されていますが、本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を、広島市指定の『プラスチックごみ用』袋に入れて排出すれば一般廃棄物として取り扱いますので、産業廃棄物として排出するのではなく一般廃棄物として排出して下さい。」という内容の文章が必要である。	
41		16頁の「事業ごみの区分及び収集方法等」には、「プラスチックごみ」という区分がある。 廃棄物処理法は、事業活動に伴って排出され不要となったプラスチック類は、業種にかかわらず「産業廃棄物」と規定している。 そうすると、一般廃棄物の処理計画の中で、「プラスチックごみ」という区分はあり得ないはずだが、広島市には存在し、「包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類」を主な品目として例示している。 法律では「産業廃棄物」であっても、広島市では独自の判断で「一般廃棄物」として扱っているので、プラスチックごみの扱いについての記述が必要不可欠だと考える。 本計画で、広島市が法律に反してまでも一般廃棄物として取り扱うのであれば、「産業廃棄物」ではなく「一般廃棄物」として扱っているということをしかり記述しておかなければならない。（一步間違えば、排出事業者が不法投棄をしたとして犯罪者となるおそれがあるから。） 例えば、「事業活動に伴って排出されるプラスチック類は法律では「産業廃棄物」に区分されていますが、本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として取り扱っていますので、「プラスチックごみ」用袋に入れて一般廃棄物として排出して下さい。」というような記述が絶対に必要である。	
42		広島市の「事業ごみ適正処理ガイドブック」（別紙1参照）には、「廃プラスチック類」を「業種に関わらず産業廃棄物に区分される廃棄物」の表に記載しながら、「表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」というなぞの記述があります。 結局、産業廃棄物と判断するのか一般廃棄物と判断するのかは、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を確認して、ご自身で判断してくださいということのようです。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		ところが、廃プラスチック類について、素案には、一般廃棄物として何を受入れるという記述はなく、素案を確認しても、一般廃棄物としてよいものかどうかご自身では判断できません。 そもそも、廃棄物処理法で、廃プラスチック類は「産業廃棄物」と明確に規定されているにも関わらず、うやむやにする表現があり驚いていました。広島市以外のどの都市でも、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は産業廃棄物と明確に示していますが、広島市だけあいまいな説明となっています。 広島市は、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて取扱っています。」と説明していますが、肝心の計画には記述がないという矛盾を抱えていました。 これは違法行為となりますが、どうしてもそうしようとするのであれば、広島市が公式に「詳しくは広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画をご確認ください。」と説明している以上、次期広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画の中には、読んで明確に「産業廃棄物」なのか「一般廃棄物」としてよいのか判断できる記述が絶対に必要です。	
43		「車の修理工場で部品交換によって不要となったプラスチック製バンパーを細切れにして広島市指定のプラスチックごみ用袋に入れたもの」は、一般廃棄物として排出してよいのかについて、「市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画をご確認下さい。」という広島市の指示に従って、広島市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を確認しても、私にはどうしたらいいかわからない。 廃棄物処理法によれば、「産業廃棄物」として排出しないと不法投棄として犯罪行為(個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその併科。法人の場合は3億円以下の罰金)にあたるように思える。 「車の修理工場で部品交換によって不要となったプラスチック製バンパーを細切れにしたもの」は、素案に従えば「産業廃棄物」、「一般廃棄物」のどちらに該当するのか教えて欲しい。そして素案のどこを読めば分かるのかも教えて欲しい。また、プラスチック用ごみ袋に入れて出せば一般廃棄物であり、そうしなければ産業廃棄物になるのかも。私には、素案を読んでも確認できないので、誰が読んでも分かるように分かり易い記述を加えて欲しい。	
44		「美容院で、お客様の手指消毒用に使っていたプラスチック製アルコール容器(中がからのもの)」は、産業廃棄物にあたるのか一般廃棄物なのかについて、「市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画をご確認下さい。」という広島市の指示に従って素案を確認しても、素案では私には判断できない。 「美容院で、お客様の手指消毒用に使っていたプラスチック製アルコール容器」は素案に従えば「産業廃棄物」、「一般廃棄物」のどちらに該当するのか教えて欲しい。素案のどこを読めば分かるのかも教えて欲しい。 私には、素案を読んでも確認できないので、誰が読んでも判断できるように分かり易い記述を加えて欲しい。	
45		「農業用品の販売店で売れ残った農業用シート」は、産業廃棄物に区分されるのか一般廃棄物なのかについて、「市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画をご確認下さい。」という広島市の指示に従って素案を確認しても、素案では私には判断できない。 「農業用品の販売店で売れ残った農業用シート」は「産業廃棄物」、「一般廃棄物」のどちらに該当するのか教えて欲しい。そして素案のどこを読めば分かるのかも教えて欲しい。 私には、素案を読んでも確認できないので、誰が読んでも判断できるように分かり易い記述を加えて欲しい。	
46		広島市は、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画に位置付けて取扱っています。」と説明しています。 しかし、現行の広島市一般廃棄物(ごみ)処理計画には、その記述がありません。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		また、広島市の「事業ごみ適正処理ガイドブック」には、「廃プラスチック類」を「業種に関わらず産業廃棄物に区分される廃棄物」と明確に説明していながら、「表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」という記述があり、最終決定は「広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画」の記述から判断するよう、産業廃棄物指導課が指導しています。 しかし、素案を読んだだけでは、何が一般廃棄物として排出していいものなのか、確認することができません。 もともと、法律（廃棄物処理法）では、事業所から排出されるプラスチック類は産業廃棄物と規定されていますので、広島市の説明は矛盾しています。（法律が広島市の運用より上位にあるため、広島市が勝手に一般廃棄物と位置付けることはできないはずです。） 実際、事業活動に伴って排出されるプラスチック類を産業廃棄物として排出するのか一般廃棄物として排出するのかは重大な問題に発展するおそれがあると思います。 廃棄物処理法によれば、間違って排出すれば不法投棄となり、犯罪（個人の場合は5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはその両方。法人の場合は3億円以下の罰金）が成立するからです。 法律上は不法投棄に該当すると思いますが、広島市がどうしても、事業所から排出されるプラスチック類の一部を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置づけるという政策であるなら、計画に何が該当するのか明確に記述する必要があると思います。	
47		広島市は、「本市では、事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な『包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類』を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付けて取扱っています。」と説明しています。 広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に記載がないため、「本市による円滑な処理が可能」なプラスチック類の範囲（これは可能であるが、あれは可能ではない、といった）がどのような範囲のものか示されていないので、判断できません。 どうしても、「円滑な処理が可能」なものは一般廃棄物に位置付けるというのであれば、その範囲を計画に記載すべきだと思います。	
48		事業者の皆さまへ事業ごみ適正処理ガイドブックには、※下記の表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。と書かれている。どのような事業系一般廃棄物があると素案のどこに書いてあるのか？	
49		本市では事業所から排出される廃棄物のうち、本市による円滑な処理が可能な「包装ビニール、ポリ袋、ポリ容器などのプラスチック類」を一般廃棄物として広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画に位置付け適正に取り扱っています。といわれているらしい。などがついていたりして、円滑な処理が可能なプラスチックがなにで、なにが処理できないプラスチックなのか、素案のどこに、どのプラスチック類ならいいと書いてあるのか。読んでわかるようにしてほしい。	
50		広島市の「事業ごみ適正処理ガイドブック」には、「廃プラスチック類」を「業種に関わらず産業廃棄物に区分される廃棄物」と明示した表を掲載した上で「表の区分のほか、市のごみ処理施設で受け入れを行う事業系一般廃棄物があります。詳しくは広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画をご確認ください。」という注釈があり、広島市一般廃棄物（ごみ）処理計画を読んで判断するよう指示されています。 素案の何ページのどこを読めば確認できるのか、その場所を教えてください。	
51	P22	SDGsについて「経済や社会、環境などの広範な課題に対して、先進国を含む全ての国々の取組目標を定めたものです。」とありますが、SDGsは「取り組むべき目標を定めたもの」ではなく「17の目標と169のターゲットを掲げた国際的な指針」ではないでしょうか。「定めた」という表現だと上意的な印象が強いので「先進国を含む全ての国々が共に取り組むための目標と指針を示したものです。」というような表現にしてはどうでしょうか。	適切な表現であると考えため、素案に記載のとおりとします。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
52	P22	「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた対応の本文の「省・再生可能エネルギー」は一般の素人には分かりにくいので、「省エネルギー・再生可能エネルギー」というように、分かり易く記述していただきたい。	持続可能な開発目標(SDGs)実施指針に記載されている内容との整合を図るため、素案に記載のとおりとします。
53	P22	「『省・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会』など、8つの優先課題(取組の柱)」の部分で、最初の「省」は「省エネルギー」の意味だと思われそうですが、不明瞭ですので、分かり易く「『省エネルギー・再生可能エネルギー、気候変動対策、循環型社会』など、8つの優先課題(取組の柱)」と表現してはどうでしょうか。	
54	P22	温室効果ガス削減に向けた対応の本文には、「海洋に流出したプラスチックごみやマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が国際的な問題にもなっています。」とありますが、「にも」という場合には、「Aになっているが、そのほかBにも」というように使います。 Aのないこの文では、「国際的な問題になっています。」と記述した方がよいと思います。	温室効果ガス排出の原因となるプラスチックについては、温室効果ガスの排出の問題以外にも生態系への悪影響が問題となっているという文章構成のため、素案に記載のとおりとします。
55	P22	「市民や事業者等の全ての主体が自ら率先して、ごみの減量やリサイクルに取り組む機運を高め」は「全ての主体が機運を高める」と読めますが、機運は社会全体で醸成されるものですから適切ではないように思えます。「市民や事業者等の全ての主体が自ら率先して、ごみの減量やリサイクルに取り組む姿勢を示し、その機運を社会全体で高め」というようにしてはどうでしょうか。	適切な文章構成であると考えするため、素案に記載のとおりとします。
56	P22	22頁には「プラスチックごみについては、不適正な処理により世界全体で年間数百万トンを超える量が陸上から海洋へ流出していると推計され、海洋に流出したプラスチックごみやマイクロプラスチックによる生態系への悪影響が国際的な問題にもなっています。」との記述がある。 マイクロプラスチックは、大気中にも広がっており、その一部は海から拡散されているのではないかとも言われている。海洋に流出されたものという一方向のマイクロプラスチックが生態系へ影響を与えるだけでなく、大気中に多量に存在していて私たちが吸い込む呼気に含まれているマイクロプラスチックも大きな問題であるから、そのことも記述していただきたい。	素案の「マイクロプラスチックによる生態系への悪影響」の中には、御意見の内容も含んでいるため、素案に記載のとおりとします。
57	P22	22ページ。「温室効果ガス削減に向けた対応」には、「温室効果ガス削減の取組については、市民や事業者等の全ての主体が自ら率先して、ごみの減量やリサイクルに取り組む機運を高め、廃棄物の焼却量を減らす必要があります。」とあるが、その後の記載は、プラスチックに関するもののみとなっていて、不十分だと思う。ここに、過剰包装が森林伐採に繋がるため、温室効果ガス削減のためには、過剰包装を抑制することや、すでに伐採したところでは植林を進めることなども記述していただきたい。	本計画は一般廃棄物(ごみ)処理基本計画であり、植林については、本計画で扱う内容でないと考えするため、素案に記載のとおりとします。
58	P22	ごみの減量には、ペーパーレス化の強力な推進が有効です。「ごみの減量とリサイクルについて」に、「〇ペーパーレス化を進めて、紙の使用量を削減し、ごみの発生を抑制する必要があります。」を追加していただきたいです。	素案の「ごみの減量とリサイクル」の中には、御意見の内容も含んでいるため、素案の記載のとおりとします。
59	P23	23ページの食品ロス削減に向けた対応の本文の「苦しむ人々が約7億人存在すると推計されており」という部分は、ごろが悪いので、「苦しむ人々が約7億人に上ると推計されており」と記述した方がよいと思う。	適切な表現であると考えするため、素案に記載のとおりとします。
60	P25	「収集運搬体制の再構築等」に、「収集運搬業務委託の契約方法の見直しによる収集運搬業務の確実な履行を促進する必要があります。」との記載がありますが、意味不明です。なぜそのような見直しをするのか理解できるような記述が必要であると思います。「収集運搬業務委託の契約方法を、〇〇するように見直し」というように記述する必要があります。	収集運搬業務の確実な履行を促進するために契約方法を見直すものであり、素案に記載のとおりとします。
61	P25	「町内会・自治会への加入率の低下などによる戸別収集の増加」とありますが、加入率と戸別収集の増加は関係ないと思います。戸別収集の増加は、他に原因があると思われるので、その原因を正しく記述してください。	御意見のとおり、戸別収集の増加の原因は、町内会・自治会への加入率の低下のみではないと考えています。なお、7ページの「家庭ごみの排出形態の推移」においてその他の原因について記載しています。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
62	P25～26	25～26頁には「ごみ処理の現状等を踏まえた課題」が列挙されている。22項目に及び、すべて「～必要があります。」と結ばれている。 この「必要があること」に対して、どうしていくのか、具体的に計画に盛り込む必要があると思うが、その具体的記述がない。 今後10年間、「必要がある」と確信しながらも有効な手立てがうたれないまま計画期間が終了するおそれもある。 例えば、「可燃ごみに約1割含まれている資源化可能な紙類の分別徹底を促進し、資源化率の向上を図る必要があります。」に対して、「分別徹底を〇〇のようにすることで、毎年の資源化率を〇%ずつ向上させ、計画終了時点では可燃ごみに含まれる割合を5%にします」といった数値目標を掲げた計画とすべきだと思う。 今回、「資源化率」という目標を新たに設定しているが、それは、製品プラスチックや紙ごみ等を含めた全体の目標値を設定しただけであって、「必要がある」という一つ一つの課題に対して目標設定しているわけではないため、緊迫感がなく共倒れになる可能性もあるのではないかと危惧している。 個別に設定した場合には進行管理がしやすく、全体の目標値自体を「総排出量に対する資源化率を20%以上にする(約5%増)」というのではなく、「30%以上にする」ということが可能になるかもしれない。	本計画では、第4章において「ごみ処理の現状等を踏まえた課題」を抽出した上で、第7章において、それらに対応した「目標達成に向けた取組」を掲載しています。 計画の中では、施策ごとに目標値は設定していませんが、それぞれの施策について具体的な取組内容を記載しています。
63	P26	「『ふれあい収集』について、対象要件の拡大を検討する必要があります。」と記述されています。「必要がある」ということは「しなければならない」ということですが、なぜ対象要件の拡大をしないといけなく理由が分かりません。読む人がイメージできるように、理由を含めて記述する必要があると思います。	理由については、7ページの「家庭ごみの排出形態の推移」において、「今後、認知症高齢者の増加等により、ごみ出しができなくなる高齢者等が増加し、戸別収集では解決できないケースが増えていく」と記載しています。
64	P28	28ページには、ごみのないきれいなまちづくりの推進には、「市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じる『世界に誇れる『まち』の実現』を目指して」とありますが、広島市が目指す「世界に誇れる『まち』」と少し違うように思えます。 広島市ホームページに掲載されている「世界に誇れる『まち』の基本コンセプト」には、「本市が目指すべき『まち』の姿は、市民が『世界に誇れる『まち』」です。「世界中の人々が一生のうち、一度は訪れてみたいと思う『まち』」、そして、「そこに暮らす人々の生き生きとした営みがある『まち』」、そのことが訪れる人々に、他では得られない強い感銘を与えます。本市は被爆体験を通じ、「平和の尊さ」を体現する「まち」となっています。このような広島の「まち」で、誰もが「生きることの素晴らしさ」を心と体で実感できるようにすることを目指します。」とあり、「活力とにぎわい」、「ワーク・ライフ・バランス」、「平和への思いの共有」の三つの要素から成り立っていると記載されています。 そうすると、28ページで「世界に誇れる『まち』」を説明している「市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じる」は、広島市が実現を目指している「世界に誇れる『まち』」とは違って、誤解を与える結果となっているので、表現を変える必要があると思います。	本市では、広島市総合計画において、「世界に輝く平和のまち」、「国際的に開かれた活力あるまち」、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」を三つの柱として掲げ、このうち、「文化が息づき豊かな人間性を育むまち」を目指す施策の一つに「ごみのないきれいなまちづくり」を位置付け、進めているところです。 「ごみのないきれいなまちづくりの推進」により、市民が広島に愛着や誇りを持ち、来広者がまた来てみたい、住んでみたいと感じるまちを実現することは、本市が目指す「世界に誇れる『まち』」広島の実現につながるものと考えており、素案に記載のとおりとします。
65	P41	本文41ページの「市民・事業者・本市の役割」には「(1)市民の役割」、「(2)事業者の役割」、「(3)本市の役割」という順に記載されています。 その役割に対する取組は、本文42～43ページに表として示されていますが、表では「本市の取組」、「市民の取組」、「事業者の取組」の順となっています。それは当然のことで、広島市の施策が展開されるから、それに対して、市民・事業者の役割や取組が整理されて、広島市が主導する「ごみ処理基本計画」となっているからです。 更に、これも当然のことですが、44ページ以降の「施策展開」においても、「本市の取組」、「市民の取組」、「事業者の取組」の順になっています。 このような基本計画を策定する場合、それを読む人が分かり易いように文面を作成する必要があると思います。 その観点と、全体の整合性を図る上から、41ページは、「本市、市民、事業者の役割」というタイトルにし、その順番で説明を加えるようにした方がよいと思います。	本計画では、計画を見る市民や事業者の皆様が自分事として行動していただけるよう、基本的には市民・事業者・本市の順番で記載しています。 ただし、施策展開については、御意見のとおり、多くの場合、本市の取組があって、それに対応する市民や事業者の取組があるという関係性であるため、そのような順番としています。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
66	P44	1人1日当たりのごみ量を減らすために、販売側の『過剰包装』をやめてもらえると助かる。	44ページに「使い捨てプラスチックの排出抑制」について記載しています。
67	P44～ 46	市民と市政で記事を拝見し、ゴミのことで気になっていたことがあるのでこちらに投稿させていただきます。 個人的には、環境や資源のことを考慮し、できるだけ無駄なく使い切り、ごみはリサイクルできるように処理しているつもりです。 しかし、身近な人で、年配の主婦の方でも、リサイクルできるプラや紙類も、洗ったり分別したりするのが面倒と、何でも可燃ごみにする人が複数人います。 また、コンビニのゴミ箱に、飲み物や汁など残ったまま捨てる人もいて、焼却するのにかなりの燃料が必要になると思います。 ゴミが、どのように処分されて、どのようにリサイクルされているのか、また、ごみ焼却や埋め立ての問題点やコストなど、全年齢層に知ってもらうことで、ある程度改善できるのではないかと思います。 広報紙、ACジャパンなどのCM、町内会の回覧などの媒体を活用するのはいかがでしょうか？ また、スーパーで、トレイや透明容器などの回収をしています、市から補助するなどして種類や設置場所を増やせば、リサイクルできる資源の量が増えると思います。 また、昨今、断捨離として、家の整理のために使えるものを廃棄する人が多いです。 このようなものを、回収する日が月に1回くらいあるといいと思います。 回収したものは、1点10～100円とかで買えるようにし、なかなか売れないものは、海外などに寄付してはいかがでしょうか？	本市では、ごみの減量やリサイクルについて、本市の広報紙「ひろしま市民と市政」や町内会を通じたチラシの配布等による広報に加え、市民等を対象とした環境講座等を実施することにより、周知啓発を図っています。 今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
68	P54	高齢などで判断能力が低下している人には、10の細かい説明より、自力で1つしてもらう方が効果があると考えため、ごみの分別区分を減らしてはどうか。	本市は、昭和50年に「ごみ非常事態宣言」を発し、昭和51年から全国に先駆けて家庭ごみの5種類分別収集を実施しました。その後、平成13年にはペットボトルの全市収集の開始に伴い、6種類分別を、平成16年には容器包装プラスチックのリサイクルなどに対応するため、8種類分別を開始し、この間、市民の皆様が協力いただいたことで、着実にごみの排出量を減少することができているものと認識しています。 こうした中、本市では、令和4年4月に施行されたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に対応するため、現在、その他プラの区分で収集しているもののうち、再商品化対象となる歯ブラシやものさしなどの製品プラスチックをリサイクルプラの区分に統合し、それ以外のものは可燃ごみの区分に統合する方向で検討しており、この見直しを行うことができれば、その他プラの分別区分がなくなり、市民の皆様の利便性向上につながるものと考えます。 その他の分別区分については、これまでの経緯を踏まえ、直ちに変更することは考えていませんが、引き続き、市民の皆様が分別に協力いただけるよう、分別の必要性や方法の周知を図っていきたいと考えています。 なお、家庭ごみの分別等を自ら行うことが困難な高齢者の自宅を定期的に訪問し、ごみの収集と併せて、必

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
			要に応じて声かけを行う「ふれあい収集」を令和6年11月から開始しています。
69	P61	61頁には「食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、国内では、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、日常的に廃棄されています。」と記述されていますが、主語と述語の関係が曖昧で主体が明確化されていないため、読みにくいと思う。 「食品ロスとは、まだ食べられるのに廃棄される食品のことで、国内では、生産、製造、流通、販売、消費等の各段階において、食品ロスが日常的に発生しています。」というように変更してはどうか。	適切な文章構成であると考えするため、素案に記載のとおりとします。
70	P61	法律の名称が用いられる場合、通常、正式名称（題名）か略称になると思うが、正式名称を用いる場合に、それが最初に出てくる時には、正しく正式名称としていただきたい。その方が、背景がよく分かり理解が深まると思う。 例えば、「食品ロスの削減の推進に関する法律」は「食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）」というように。	法律の正式名称のみで法律の特定ができるため、法律番号等の記載は不要であると考えます。
71	P61	「この現状は、とても『もったいない』ことであり」とありますが、「とても」という表現は口語体的で、「とても」より「極めて」のほうが文書として適切なように思います。	広島市食品ロス削減推進条例からの引用であるため、素案に記載のとおりとします。
72	P69	69頁には、「手つかず食品」という固有名詞が出てくるが、一般市民には、この表現はなじみが薄いと思う。単に「手つかずの食品」と表現した方が分かり易い。	適切な表現であると考えするため、素案に記載のとおりとします。
73	P70	食品ロス削減推進計画で、「国は2030年度（令和12年度）までに2000年度（平成12年度）比で家庭系・事業系の食品ロス量をそれぞれ半減させる目標を設定しており、単年度当たりの削減目標は約1.67%削減となります。」と書かれています。 これは、例えば2000年に1000tだったものを2030年に500tにするには、毎年1.67%ずつ削減（2001年には983.3t、2002年には966.88t・・・）すればよいというように読み取れます。 しかし、そのペースで半減させるには2042年までかかります。これは累積効果を見逃しているためで、実際には単年度あたり約2.3%の削減を毎年行う必要があります。そこで「単年度当たりの削減目標は2.3%で、これを毎年実行する必要があります。」と訂正すべきです。 また、「国の削減目標を上回る単年度当たり2%の削減を目指すこととし、目標値を設定します。」とありますが、2%では国より低いこととなります。 素案の文面は、読む人に間違った認識を与えますので、誰が読んでも認識が一致するよう正確な文章に書き直してください。	毎年度、基準年度の2%の量を削減することを目指すものであるため、素案に記載のとおりとします。
74	P72	72頁。「市民は消費者として、食品ロス削減の重要性への理解と関心を深めるとともに、日常生活の中で食品ロス削減のために自らができることを考え、消費期限や賞味期限を正確に理解した上で、食品の購入、保存または調理の方法を改善することなどにより食品ロスの削減について、自主的に取り組むよう努める。」は、少し分かりにくい。 「理解と関心を深める」は、「理解を深め、関心を高める」の方がよいと思う。 「正確に」は、完璧性が求められるように感じるので「正しく」でいいのではないか。 「食品の購入、保存または調理の方法を改善することなどにより」は、「食品の購入、保存や調理方法を改善すること等で」の方がよいと思う。 「食品ロスの削減について、自主的に取り組むよう努める。」は、「食品ロス削減に自主的に取り組むよう努める。」の方がよいと思う。 そのようにすると、「市民は消費者として、食品ロス削減の重要性について理解を深め、関心を高めるとともに、日常生活の中で食品ロス削減のために自らができることを考え、消費期限や賞味期限を正しく理解した上で、食品の購入、保存や調理方法を改善すること等で、食品ロス削減に自主的に取り組むよう努める。」となり、すっきりする。	広島市食品ロス削減推進条例からの引用であるため、素案に記載のとおりとします。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
75	P72等	「寄附」 72Pと77Pに「寄附」という言葉が出てくるが、現在では、「寄付」が一般的な表記であり、「寄附」は法令などに関わる場合の特殊な表記として用いられていると思う。 広島市ホームページでは、フードドライブの説明で「地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄付する活動のことです。」と「寄付」を用いているが、素案では「フードバンクなどに寄附する」となっている。 素案の「寄附」はすべて「寄付」に変えた方がいいと思う。	第8章の食品ロス削減推進計画の記載については、国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」に沿って作成しているものであり、表現の整合を図るため、素案に記載のとおりとします。
76	P75	食品ロス削減推進計画の目標達成に向けた取組の対応方針が、75ページに記述されています。 ア～エの4項目の箇条書きになっていますが、イの説明が長めで、バランスが崩れているように感じます。文を2つに分けて、少し平易にしてみましょう。 「あらゆる主体が、食品を無駄にすることは『もったいない』という気持ちを持ち、食品ロス削減の必要性を理解し、食品ロスを発生させない行動へと転換を図るため、食品ロス発生抑制のための普及啓発や支援を行います。」 ↓ 「すべての主体が食品を無駄にすることは『もったいない』という意識を持ち、食品ロス削減の必要性を理解することが重要です。そのため、食品ロスの発生抑制に向けた周知・啓発活動を進めるとともに、必要な支援を行います。」	適切な文章構成であると考えため、素案に記載のとおりとします。

(3) 市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業の推進等において留意又は参考にするもの

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
77	-	とても素晴らしい資料であるため、後は計画通りに進めてもらいたい。	今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
78	-	「あらら」ちゃんを見たいと思う人に計画を見てもらい実行してもらう。	今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
79	P3	「持続可能な開発目標（SDGs）との関係」には、「17の目標のうち、本計画と親和性の高い11の目標を各施策に関連付け、着実に推進していきます。」とありますが、「15陸の豊かさを守ろう」も親和性が高いのではないかと思います。「14海の豊かさを守ろう」は含まれていますが、「15陸の豊かさを守ろう」がないので含めていただきたいです。 過剰包装などは、段ボール等の紙類によるものも多く、森林伐採に繋がるので、そのような視点も取り込んでいただきたいと思います。	SDGsについては、本計画と親和性の高い目標を掲げており、「15 陸の豊かさを守ろう」は、ごみ処理等に関連したターゲットが存在せず、他の目標と比較し、本計画との関連が薄いと考えます。
80	P27	「市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進」に関連するSDGsとして9つの目標が掲げられています。 ごみの減量のためには、森林伐採につながる「紙」そのものを減らす（ペーパーレスの推進や過剰包装の廃止など）ことが重要です。過剰な森林伐採をしないことは、SDGsの「15陸の豊かさを守ろう」に該当しますので、＜関連するSDGs＞に加えていただきたいと思います。	SDGsについては、本計画と親和性の高い目標を掲げており、「15 陸の豊かさを守ろう」は、ごみ処理等に関連したターゲットが存在せず、他の目標と比較し、本計画との関連が薄いと考えます。
81	P28	「市民・事業者・本市が一体となったごみの減量とリサイクルの推進」に関連するSDGsとして5つの目標が掲げられています。 ごみのない陸上は、きれいなだけでなく、ごみのないことが自然環境や生態系を守ることにつながるため、SDGsの「15陸の豊かさを守ろう」にも該当しますので、＜関連するSDGs＞に加えていただきたいと思います。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
82	P44	本文44ページの<関連するSDGs>に「15陸の豊かさを守ろう」を入れていただきたいと思います。過剰包装などは、段ボール等の紙類によるものも多いので、その原料の採取で森林が必要以上に伐採されています。	
83	P46	使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）の存在とその趣旨の記述が必要と思います。 広島市のホームページでは「小型家電の回収ボックスはどこに設置していますか。（FAQID-3216・3217）」という質問に「小型家電の回収ボックスは、区役所等の市内14か所に設置しています（下表のとおり。）」。なお、ご家庭で使い終わった電気製品（電気や電池で動くもの）で、回収ボックスの投入口（縦15cm×横30cm×奥行40cm）に入る大きさのものが回収対象です。」と答えています。 この投入口は非常に小さく、入らないため持ち帰った経験があります。それに、市役所本庁舎には回収ボックスがありません。本庁舎は、職員約2000人が勤務する大企業ですし、広い駐車場を有し市民などがたくさん訪れます。ホールの一角に回収スペースを設けボックスに入らないものも（車で運べば簡単なので）回収できるようにしてはどうでしょうか。また、大型ごみ破碎処理施設での回収も考えられます。 本計画は、「ゼロエミッションシティ広島への挑戦」であり、SDGsの達成を前面に押し出しています。小型家電についての国の施策に対する市・市民・事業者の役割と取り組みを46頁などに記載し、小型家電のリサイクルに市民がもっと目を向け実施するような内容にしていきたいと思います。 なお、広島市のホームページには、「ボックス回収の対象品目」として、「小型家電リサイクル対象品目（28品目）[PDFファイル／201KB]」のうち、回収ボックスの投入口に入る大きさの物に限ります。（縦15cm×横30cm×奥行40cm以下）」と書かれていて、法律で、扇風機など28品目の対象品目があるのに、「パソコン、タブレット」「電話機、携帯電話、スマートフォン」「ゲーム機」といった小さなものだけしか回収しないという姿勢に寂しさを感じます。	本計画については、様々な法律が関係しており、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律のみをことさらに取り上げて、法律の趣旨等を記載することは、他の関係法令の扱いとのバランスに欠けることや、仮に取り上げた場合、煩雑になり、本計画そのものの内容が分かりづらくなると思われるため、計画への掲載はそぐわないものと考えます。 なお、小型家電リサイクルの重要性については認識しており、小型家電の回収ボックスは、市民の皆様の利便性を鑑み、設置場所を増やしているところです。 また、ボックスに入らない小型家電については、持込可能な回収場所の紹介の他、イベント回収によって回収を実施しています。 さらに、小型家電リサイクルに係る市民の皆様への周知啓発についても、ひろしま市民と市政や市ホームページ、各種啓発冊子等で、できる限り分かりやすく情報提供を行っているところであり、今後も小型家電の回収量が増えるよう取り組んでいきたいと考えています。
84	P46	「小型家電リサイクル法」が制定されていますが、広島市の対応はあまりにお粗末で、この法律における市町村の役割が果たされていません。 少し古い環境省のデータ（令和2年度実績）ですが、その中には、市町村による回収量の内訳が記載されています。「都道府県毎の1人あたり回収量」によれば、1人当たり回収量は、中四国地方9県を取り上げると、鳥取県0.69kg、島根県0.59kg、岡山県1.34kg、広島県0.29kg、山口県0.72kg、徳島県0.82kg、香川県0.41kg、愛媛県1.76kg、高知県1.89kgであり、広島県が最下位となっています。 令和2年度の広島市の回収量は、ホームページに掲載されている値では29,618kgですから、広島市の令和2年国勢調査による人口120万754人で割ると、1人当たり0.025kgに過ぎません。そこで、広島市を除いた広島県の1人当たり市町村回収量を求めると、0.49kgとなりました。 広島市の1人当たり回収量は、広島市を除く広島県平均の約1/19であり、高知県平均の約1/76、岡山県平均の約1/54、山口県平均の約1/29と、驚くべき低い値になっています。結局、広島市が県内他都市の足を引っ張って、広島県の回収量を低くしているということになっています。「ゼロエミッションシティ」を目指すとしながらも、小型家電リサイクル法の趣旨にのっとった市町村の役割を果たしていないことは大きな問題だと思います。 そこで、小型家電リサイクル法の趣旨・目的、広島市・市民・事業者の取組を記載したページを追加すべきと思います。	
85	P46	環境省の令和2年度の「小型家電がリサイクル事業者の元に回収された実績」によれば、全国で、直接回収量（認定事業者が小売店等から市町村を介さず回収した量）が40,844t、市町村からの回収量（市町村が回収し、認定事業者もしくはそれ以外の処理業者に引き渡した量）が61,646tと、市町村による回収量が全体の6割を占めています。 市町村による回収量を調べると、広島市は、広島市を除く広島県内市町村平均の約1/19、岡山県内市町村平均の約1/54、山口県内市町村平均の約1/29と、驚くべき低い値となっています。 広島市による回収量は、他の自治体による回収量と比較にならないほど少なく、全く努力していないことが明らかになっています。ゼロエミッションシティがこのような体たらくでは示しがつかないため、この10年間で他の自治体に追いつき追い越す努力をすべきだと思います。	

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		46ページには、「本市の取組」として「使用済小型家電のリサイクルの促進」の取組内容が記載されていますが、その中に、「市役所本庁舎や広島市所管の文化・スポーツ施設、公民館等に回収ボックスを設置して回収します。」という一文を入れいただきたい。	
86	P48	現在では帳票や通知文書の電子化処理が可能になったにも関わらず、紙が溢れていると思う。 ゼロエミッション（ごみゼロ）の実現のためには、ペーパーレス化を推進し、紙の発生自体を削減する施策こそ必要であると思うが、素案にはそのことが書かれていない。 わずかに48頁に、「事業者の取組」として、「電子データ化等による紙類の使用の抑制」と書かれているだけである。 例えば、広島市が市民に発送する通知文書を取り上げても、莫大な数量であり、そのほとんどが一度確認すれば廃棄してよいもの（邪魔になるので廃棄せざるを得ないもの）である。このような通知は、メールにすることによって紙の使用量を大幅に削減できる。また、印刷すること、折込んで封筒に入れること、郵送すること（郵便代）といった多くの作業の削減にもなる。 個人にメールアドレスを登録してもらう働きかけを行い可能な限りメールによる発信とすることが、ごみ削減の広島市の取組として最も重要なのではないかと。 紙そのものを削減することについての具体的取組の記載が必要だと思う。	御意見のとおり、ペーパーレス化の推進については、ごみの削減のみならず、コストの削減や業務の効率化など、様々なメリットがあると考えます。 しかしながら、その実施に当たっては、ごみの分野のみでは完結せず、他の分野においても取り組む必要があるため、本市においては、広島市デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画に基づき、ペーパーレス化に取り組むこととしています。 また、48ページに本市の取組として「多量排出事業者への指導」を記載しており、事業者に対しては「事業系一般廃棄物の減量・リサイクルガイドライン」に基づき、ペーパーレス化に取り組むよう促すこととしています。
87	P48	素案では、プラスチックごみの削減については随所で触れていますが、紙類の削減については触れられていません。 現在では、IT化が進み、ペーパーレスが可能な時代になっています。データは紙ではなくIT機器上で管理運用されています。広島市が市民に発送する各種通知においても、目を通すだけで捨ててよいものがたくさんあり、ごみを増やす結果になっています。広島市においても、メールでの送付を希望する者には紙による送付をやめ、印刷・折込封入作業・郵便料金等を減らすことが必要であると思います。各企業においても、電子帳簿保存法などによって、紙ベースでの保存が不要となってきています。 そのような時代の変化を踏まえると、ごみ処理基本計画には、ごみの削減の上で、紙を極限まで減らすことを一つの目標として掲げ、その取組方法について記載すべきであると思います。紙類のリサイクルについては記述されていますが、そのおおもとの紙の使用を減らすことが重要で、温暖化対策にもなるので、計画に盛り込んでいただきたいです。	
88	P52	私が住んでいる地域は2000年7月に引っ越した時とは比べられないくらいごみが道路に落ちていることが少なくなった。清掃活動中でもごみを減らす工夫が必要であり、「袋に入れる前分別」をするとごみ袋の使用が減ると思う。	今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
89	P55	ごみステーションの管理者も普通に生活できることが前提ではあるが、歩いて行けるごみステーションを、不用品やごみを持って行く、食事やお茶を飲んで近所の人と話をすることなどができる場所として、可能な地域はコミュニティ化をしたらよいのではないかと。	今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
90	P55	広報紙「広島市民と市政」令和3年7月1日号には、「『廃棄物の処理及び清掃に関する条例』」により、10月から、資源物の持ち去り行為を禁止します。」「持ち去り行為を確認した場合、注意・指導を行い、その後も繰り返す場合は禁止命令を行います。命令に従わない場合は、刑事告発(20万円以下の罰金)します。」と記載され、資源物持ち去りに強い姿勢で臨む意思を示しておられます。しかし、持ち去り者の特定ができなければ対処できない状態になってしまいます。 令和4年度「資源ごみ」の持ち去りに関する調査報告書(令和5年3月環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課)によれば、資源ごみの持ち去り事案の認知方法は、圧倒的に「市民からの通報」です。「パトロール」により持ち去りが行われたかどうかを認知することは難しいと考えられます。（別紙2のグラフ参照） 資源ごみの持ち去り行為の防止には、安価でリアルタイムで監視できる監視カメラの設置が有効で、そのような対策を講じている自治体も多く、更に増加しつつあります。監視カメラが設置されていることをアナウンスするだけでも効果が大きいものですが、ごみステーション設置者等の了解を得て監視カメラを設置するなどICT技術を活用する方法もあるので、「本市の取組」として記載されている「資源ごみの持ち去り行為を防止するため、本市職員及び民間委託業	現状においては、ごみステーションに監視カメラを設置することは考えていません。 今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		者による持ち去り防止パトロールを実施するとともに、警察と連携して持ち去り行為の未然防止に取り組みます。」の「持ち去り防止パトロールを実施するとともに」を、「持ち去り防止パトロールの実施やICT技術を用いた対策を実施するとともに」にしていきたいと思います。	
91	P55	資源ごみの持ち去りの防止について、改善されていると思うが、条例を知らずして、違法行為をしないように工夫する。	引き続き、本市ホームページや「資源ごみ持ち去り防止看板」の配布等により、周知を図るよう考えています。 今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
92	P65～68	食品ロスに関する市民向けアンケート調査では、ごみ減らそうデー参加者を対象として783人からか回答があったとあります。また事業者向けは657店舗に郵送し223店舗から回答があったとのことです。 その回答の結果をもとに、「食品ロス削減に取り組んでいる人も多い」とか「多くの事業者が食品ロス削減の重要性が認識している」とまとめられています。 回答結果からはそうなのでしょうが、無回答の人や事業者が多い場合、単に面倒だから回答しないというだけでなく無関心だからということもあるのではないかと思いますので、本当に食品ロス削減の必要性が浸透しているのかどうかよく分かりません。 一口にアンケートといっても、例えば、無作為にサンプリングした市民・事業者への聞き取りアンケートの方が実態を反映できるようにも思えます。 今回行ったアンケートの有効性について説明が欲しいと思います。	今回のアンケートは、食品ロスの削減を更に進めるための課題を把握するために行ったものであり、本市としては今回得られた結果を踏まえて、取組を進めていきたいと考えています。
93	P75	<関連するSDGs>は、2飢餓をゼロに、3すべての人に健康と福祉を、4質の高い教育をみんなに、8働きがいも経済成長も、12つくる責任つかう責任、13気候変動に具体的な対策を、17パートナーシップで目標を達成しよう、の7つの目標が掲げられています。 作物を収穫して食品にしても消費しない、家畜を屠殺して食品にしても消費しない、魚を捕まえて食品にしても消費しない、ということは、14海の豊かさを守ろう、15陸の豊かさを守ろう、にも反しているので、これらも含めるべきだと思います。	SDGsについては、本計画と親和性の高い目標を掲げており、「15 陸の豊かさを守ろう」は、ごみ処理等に関連したターゲットが存在せず、他の目標と比較し、本計画との関連が薄いと考えます。
94	P78	食品に防腐剤などの添加物を入れずに販売して売り切って生活が成り立つ仕組み 料理が余るより、客の健康に配慮したメニュー提供と食事時間の設定。※提供者と客の共通意識で可能。	今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。
95	P81	81頁には、計画の進行管理における基本的な考え方として、「本計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を定期的に把握・評価し、適宜改善していくことが重要です。このため、PDCAサイクルに基づき、計画の適切な進行管理を行っていきます。」「施策の実施状況及び目標の達成状況を毎年度把握し、進行管理を行うとともに、目標を確実に達成できるよう、必要に応じて施策の見直しを行います。また、計画の進捗よく状況等をホームページや広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会等において公表・報告します。」と記述され、PDCAサイクルが図示されている。 しかし、この文章は、あまりに抽象的で具体性に欠けるため、実効性に疑問符が付く。 具体的にどのような指標で評価するのかを示されておらず、「定期的に」とか「適宜改善」など頻度や改善基準が不明確な記述になっているので修正が必要である。 例えば、「施策の実施状況や目標の達成状況を年度ごとに定量的・定性的に評価し、KPI（主要業績指標）を用いて進捗を測定することで、透明性を確保しながら適宜改善を行います。」というようにしてはどうか。 次に、PDCAサイクルに頼り過ぎていることも問題ではないかと思う。現在ではPDCAサイクルの欠点も指摘されている。「PDCAサイクルに基づく」という表現のみでは、進行管理の主体や管理の方法が示されていないので、例えば、「PDCAサイクルを活用し、施策ごとに進捗を確認し、進行管理のための指標を設定するとともに、評価結果を基に適切な改善策を講じます。」というように、より具体性を持たせた方が良いと思う。	今後の計画の進行管理に関する御意見として、参考にさせていただきます。

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
		また、「必要に応じて施策の見直しを行います。」では、見直しの条件があいまいである。そこで、例えば、「目標達成状況を踏まえ、定期的な評価に基づいて施策の有効性を検証し、達成が困難な場合には直ちに対策を見直します。」というように、曖昧さをなくす必要があると思う。 また、情報公開の方法も限定的で、積極的に情報発信しようという意識が感じられない。「公表・報告」とあるが、どの程度の頻度で、どのような形式で情報が公開されるのか分からない。市民や関係者へのフィードバックの仕組みも示されていない。そこで、「計画の進捗状況は、市ホームページや広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会での報告に加え、市民向け説明会や広報誌を通じて定期的に発信し、透明性を確保します。」というようにしてはどうか。 また、責任の所在が不明確なので、「本計画の進行管理は、広島市環境政策課が責任を持ち、関係機関・事業者・市民団体と連携しながら実施します。」という一文も必要と考えられる。 結局、81ページの前半の「計画の進行管理における基本的な考え方」には、「本計画を着実に推進するためには、施策の実施状況や目標の達成状況を年度ごとに定量的・定性的に評価し、KPI（主要業績指標）を用いて進捗を測定することで、透明性を確保しながら適宜改善を行います。そのため、PDCAサイクルを活用し、施策ごとに進捗を確認し、進行管理のための指標を設定するとともに、評価結果を基に適切な改善策を講じます。」とし、後半の「毎年度の進行管理」には、「目標達成状況を踏まえ、定期的な評価に基づいて施策の有効性を検証し、達成が困難な場合には迅速に対策を見直します。また、計画の進捗状況は、市ホームページや広島市廃棄物減量化・資源化等推進審議会での報告に加え、市民向け説明会や広報誌を通じて定期的に発信し、透明性を確保します。なお、本計画の進行管理は、広島市環境政策課が責任を持ち、関係機関・事業者・市民団体と連携しながら実施します。」というように書き直すことを要望する。	

(4) その他の意見等

番号	該当頁	意見の内容	本市の考え方
96	-	古江在住ですが、細く暗い道が多いので子どもが学校や塾までの道が不安で不審者も多く交通量もあります。色んな場所に、防犯カメラを設置していただきたいです。	本計画に係る御意見でないため、関係課へ情報提供させていただきます。
97	-	今までのパブリックコメントに対する広島市の考え方を読んでみると、「なるほど！」と思うような意見に対して、詭弁や屁理屈と思えるような「本市の考え方」が出されていたりして、第三者的視点で判断すると、市民意見を素直に受け入れて見直した方がよくなるのにも思えるようなことでも、かたくなに手直ししない傾向が強いように思う。 それでは、パブリックコメントの意味がない。 広島市の担当者は、全くの第三者になったつもりで公正に両者を比較し、市民意見に従った方がよいものになると考えれば、市民意見を取り入れるようにしてほしい。 訂正してよいものにすることに、恥ずべきことはないので、市民と広島市が協働して作り上げていくという姿勢を大切にしたい。	本市においては、施策の意思決定過程等において、適切かつ効率的に市民意見等を聞くため、市民意見募集等の手続を実施しています。 計画等の策定等について意思決定を行う際は、手続の趣旨を踏まえ、市民意見等を十分に考慮して決定しています。 また、計画等に反映しなかった意見等も含め、提出された市民意見等に対する本市の考え方を公表することとしています。